

(目的)

第1条 この規程は、中京大学研究倫理規程(以下「倫理規程」という。)第21条第2項の規定に基づき、研究倫理に関する事項について審議、調査及び検討を行うため、中京大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学長の下に委員会を置く。

(審議事項及び任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 倫理規程第3章に定める中京大学(以下「本学」という。)の責務に関する事項
- (2) 倫理規程の運用及び解釈に関する事項
- (3) 倫理規程の改廃に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) 倫理規程第20条に規定する相談、告発等(以下「告発等」という。)に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 委員会は、研究倫理に関する事項について調査及び検討し、学長に報告又は提案するものとする。

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 各学部から選出された専任の教職員(以下「学部委員」という。) 各1人
- (2) 各研究科から選出された専任の教職員(以下「研究科委員」という。) 各1人
- (3) 教養教育研究院から選出された専任の教職員 1人
- (4) 法務総合教育研究機構から選出された専任の教職員 1人
- (5) 人を対象とする研究に関する倫理審査委員会委員長
- (6) 動物実験委員会委員長
- (7) 研究倫理に関連する教職員のうち、学長が指名する者 若干名

2 学部委員及び研究科委員の兼任は、妨げない。

3 委員長は、審議上必要と認めた場合は、委員会の審議を経て、学外の有識者を委員として出席させることができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員の中から学長が指名する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会の議長は、委員長が当たる。

4 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 委員長は、審議上必要と認めた場合は、委員会の審議を経て、委員会の下に小委員会を置くことができる。

7 委員長は、審議上必要と認めた場合は、委員会の審議を経て、委員以外の教職員をオブザーバーとして出席させることができる。

8 委員長は、第3条第1項第5号に関する事項については、必要に応じて委員会を招集する。

(任期)

第6条 第4条第1項第1号から第4号までの委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(成立及び議決)

第7条 委員会は、委員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の審議事項については、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、第3条第1項第5号に関する事項については、出席委員の3分の2以上をもって議決する。

(学長の諮問事項)

第8条 第3条第1項第4号の学長の諮問事項に関して、委員会は、しかるべき時期までに学長に答申する。

(不正行為調査委員会)

第9条 委員会は、第3条第1項第5号の規定に基づき、必要に応じて、委員会の下に、不正行為予備調査委員会及び不正行為本調査委員会(以下「不正行為調査委員会」と総称する。)を置くことができる。

2 不正行為調査委員会に関する事項は、別に定める。

(キャンパス・ハラスメントへの対応)

第10条 委員会は、告発等の内容がキャンパス・ハラスメントに係る場合は、キャンパス・ハラスメント防止委員会に当該事案を報告又は相談するものとする。

(議事録等の取扱い)

第11条 委員会の議事録等の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議事録は、委員会の承認を得なければならない。
- (2) 議事録には、委員会の日時、場所、出席者、議事進行等の過程、審議内容及び決定事項を記録するものとし、議長の押印又は議長及び書記双方の押印がなければならない。
- (3) 議事録管理責任者1人を選任し、議事録及びその資料(配付、回覧、回収資料等)の管理を行う。
- (4) 議事録及びその資料の原本は、紙媒体とし、必要に応じて、取扱注意、部外秘又は秘を明示して、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従って管理を行う。
- (5) 議事録の原本を作成したときは、その謄本又は抄本を、学長へ直ちに送付しなければならない。
- (6) 議事録及びその資料の原本の保存場所は研究推進部研究支援課とし、保存期間は中京大学文書管理規程に定めるとおりとする。
- (7) 保存期間を経過した資料は、廃棄するものとする。
- (8) 原本、謄本又は抄本を問わず、議事録及びその資料の閲覧、複写、開示等の際は、委員長又は権限を委譲された者の許可を得るものとする。
- (9) 管理部署名称変更、統廃合等で議事録管理責任者が変更となる場合は、速やかに移管を行う。
- (10) その他議事録及びその資料に関する取扱いは、中京大学会議文書取扱いに関する規程に従うものとする。

(所管)

第12条 委員会に関する業務は、研究推進部研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、2014年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。